

## 鳥取市小・中学生ものづくり出前講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の小・中学生を対象に、ものづくりアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣による出前講座を実施することにより、小・中学生におけるものづくりに対する意識の啓発を行い、もって将来の鳥取市を担うものづくり人材の育成を図ることを目的とする。

### (受講対象)

第2条 小・中学校、地区公民館、地域団体、各種団体など、小・中学生を中心とした団体（以下、「団体」という。）利用について実施するものとし、個人での利用は出来ないものとする。

### (実施要請)

第3条 出前講座の実施を希望する団体は、鳥取市教育委員会（以下、教育委員会という。）に主催者、希望日時、希望アドバイザー等について、ものづくり出前講座実施申込書（様式第1号）により申請するものとする。

#### (1) 派遣受付期間

前期（4月～9月） 4月～

後期（10月～3月） 8月～

(2) 教育委員会は1回の利用に対し、参加人数に応じて2人まで講師の派遣を行う。3人以上は利用者負担とする。

(3) 1団体につき各派遣受付期間に1回とし、年2回までの利用とする。

### (実施場所)

第4条 出前講座を行う場所は、市内とする。

2 前項の場所の確保は、出前講座を受講しようとする団体等が行わなければならない。

### (アドバイザーの登録)

第5条 教育委員会は大学、企業、産業支援機関等に所属する者から、ものづくりアドバイザー登録申請書（様式第2号）による申請を受け、審査のうえアドバイザーを決定する。

### (実施方法等)

第6条 教育委員会は、団体から出前講座の実施要請を受けたときは、アドバイザーに依頼を行うとともに、当該アドバイザーの同意を得た後、要請団体に出前講座実施決定の連絡を行うものとする。

2 出前講座実施決定の連絡を受けた要請団体は、アドバイザーと詳細について打ち合わせを行うものとする。

- 3 出前講座の運営、進行等は、原則として出前講座を受講する団体等が行わなければならない。
- 4 出前講座の運営、進行等においては、出前講座を受講する団体等は適切な安全配慮を行わなければならない。講座の実施において損害が生じたときは、その損害は講座を受講する団体等が負うものとする。

(実施報告)

第7条 アドバイザーは、出前講座を実施した後、ものづくりアドバイザー活動報告書(様式第3号)を教育委員会に提出し、写真等状況のわかるものを添付のうえ、活動内容等を報告するものとする。

(実施費用の負担)

第8条 教育委員会は出前講座1回の開催に対し、アドバイザーに5,000円の報酬を予算の範囲内で支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。